

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第5、議案第5号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第5号は、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 権限委譲でこういうことになるということの説明であるわけですが、市町は、このような電気の資格とか、あるいは業者等々についての適格性等々を審査する、あるいはそういうものを管理する、そういう能力がないのではないかと、新たにそういう能力を役場が持たなければならないということになるのではないかと思うわけですが、どうなんでしょうか。

それで、なお、さらに加えて、これをやることによって、何らかの形で自治体に財政とかメリットがあるわけですか。そこはどうなんですか。やってくれというだけで、仕事を押し付けるということだけで終わるわけですか。

県とか、大きな市なんかはどうか知りませんが、役所にそういう能力があるのかもしれませんが、小さなわが町のようなところにはないんじゃないかと思うわけですが、どうですか。

○企画観光課長（山本 公君） 今回の手数料徴収条例の関係につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、電気工事士の免状の関係の交付、再交付等々、これらの関係につきましては、当然資格の試験を受けていただいて、経験年数等も加味して、第1種の電気工事士ですとか、第2種の工事士ですとか、そういった資格を得ている者ですので、それは町がそのものを判断するというのではなくて、当然そういった試験あるいは経験に応じて出ているもの、それから、登録につきましても、登録の申請とか、あるいは交付、書式を町の方に出してくるということでございますので、その事務を町の方で行うということになります。

それから、この関係につきまして、これ以外の権限移譲しているいろんな業務があるわけですが、それは予算書等の中でも出てまいりますが、町の方へその事務、取扱い件数によって出る部分とか、基礎となる部分のお金が入ってくるということでございます。

先ほども申しましたように、住民に近いところでこれらの処理をすることが便を図る意味でも効果があるだろうということで、これに限らず、権限移譲されているということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） そうすると、資格を持っている人がそういう登録とかいろいろな手数料を払うということのみだから、ほとんどそういう能力はなくてもチェック能力がなくてもいいんだということになるのでしょうか。チェック責任というのは起こらないですかね。

○企画観光課長（山本 公君） その方の技術とか何かについては、先ほど申しましたように、当然第一種電気工事士、第二種電気工事士ということで、試験を受けて、経験なんかをもって、国家資格ということの中で、持っているものですので、そこはこちらの方で判断するということではない、当然国の資格の中で取っているものですので、うちの方はその際に書類を出してくるものを受けて、内容を確認して、それが間違っていなければそれで交付したりするという手続きを行うということでございます。

今まで県がやっていたものを県に替わって町がそういうものをやるということになりますので、工事士の資格の免状の発行とか再発行とか、あるいは汚れて棄損したものの再発行ということですかね。そういうものをやったり、事業者の手続きも書類を受けて確認チェックをするということになります。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は本案に反対いたします。いま議論したようにチェック能力はそうなくても、手数料の受け取り、授受の関係だということのようですけれども、やっぱり責任や

何か町に被るということになるわけですから、それ相応の能力が必要だろうというふうに思いますので、そういう業務が乗っかってくる。今でさえなかなか職員は手一杯という状況があるわけですから、そこに乗っかってくるということで、財政的な援助もないままそういうふうになってくるといのは好ましいことではないと思いますから、反対です。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（藤井 要君） 本案に賛成いたします。

本案は、今まで県の方に申請書類等を出していたものを今度は身近な松崎町の中でやれるということで、審査に関しては、県とかでやるわけですので、身近ということで便利になるということで、本案に賛成いたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---